

2026年6月29日

各 位

会社名 ソフトバンク株式会社
代表者名 代表取締役 社長執行役員 兼 CEO 宮川 潤一
(コード番号：9434 東証プライム市場)
問合せ先 財務経理本部 本部長 小野口 亘
(TEL. 03-6889-2000)

支配株主等に関する事項について

ソフトバンク株式会社(以下「当社」)の親会社であるソフトバンクグループ株式会社、ソフトバンクグループジャパン株式会社について、支配株主等に関する事項は、以下の通りとなりますので、お知らせします。

1. 親会社、支配株主(親会社を除く。)、その他の関係会社またはその他の関係会社の親会社の商号等
(2026年3月31日現在)

名称	属性	議決権所有割合(%)			発行する株券が上場されている金融商品取引所等
		直接所有分	合算対象分	計	
ソフトバンクグループ株式会社	親会社	—	40.06	40.06	株式会社東京証券取引所 プライム市場
ソフトバンクグループ ジャパン株式会社	親会社 および主要 株主	40.06	—	40.06	—

2. 親会社等のうち、当社に与える影響が最も大きいと認められる会社の名称およびその理由

名称	ソフトバンクグループ株式会社
その理由	ソフトバンクグループ株式会社は、ソフトバンクグループジャパン株式会社の親会社であり、当社の議決権の40.06%を間接的に所有しているため。

3. 親会社等の企業グループにおける当社の位置付けその他の当社と親会社等との関係

- (1) 親会社等の企業グループにおける上場会社の位置付け、親会社等やそのグループ企業との取引関係や人的・資本関係

当社の親会社は、ソフトバンクグループ株式会社であり、同社は、当社の議決権の40.06%を所有しています(なお、ソフトバンクグループジャパン株式会社は、ソフトバンクグループ株式会社の完全子会社であることから、以下では当社とソフトバンクグループ株式会社の関係について述べます。)。ソフトバンクグループ株式会社を中心とするソフトバンクグループは、「情報革命で人々を幸せに」という経営理念の下、世界の人々が最も必要とするテクノロジーやサービスを提供する企業グループとなることを目指しており、当社はその中の日本国内における

中心的な事業会社です。

当社は、ソフトバンクグループ株式会社との間で、2018年3月31日から原則無期限にて同社より「ソフトバンク」ブランドの使用権および再許諾権が付与される旨の契約を締結しています。

また、ソフトバンクグループでは、業務の効率性、事業上の必要性、人材育成および各職員の将来像を踏まえたキャリアパス形成の観点から、積極的なグループ内での人材交流が行われており、当社においてもソフトバンクグループ株式会社を含めたグループ内他社から出向社員を受け入れています。この場合には、業務分掌を受けた組織体の責任者であるライン長(各組織体における組織長)以上については、親会社からの独立性および経営の安定性の観点から、グループ内他社との兼務はしない方針です。なお、ソフトバンクグループ株式会社との間の出向については、当社の事業上必要と判断するものを除きライン長以外の社員の兼務も解消しています。当社からソフトバンクグループ株式会社を含めたグループ内他社への出向については、当社の事業上必要と判断するもののみ実施しており、その範囲において、今後も継続する方針です。

当社取締役の親会社等における役員の兼任状況は、下記の通りです。

(2026年3月31日現在)

当社における役職	氏名	親会社等における役職	選任理由
創業者 取締役	孫 正義	ソフトバンクグループ株式会社 代表取締役 会長兼社長執行役員	ソフトバンクグループを率いてきた豊富な実績と経験を、当社取締役会の機能強化に生かすため
監査役	君和田 和子	ソフトバンクグループ株式会社 常務執行役員 CAO 兼 CSusO 経理統括	当社の監査体制の強化のため

- (2) 親会社等の企業グループに属することによる事業上の制約、リスクおよびメリット、親会社等やそのグループ企業との取引関係や人的関係、資本関係などの面から受ける経営・事業活動への影響等

ソフトバンクグループ株式会社は、グループ会社を投資ポートフォリオとして統括する戦略的投資持株会社です。一方で、当社は日本国内における通信事業を中心とする事業会社であるという点で、同社とはグループ内での役割が明確に異なっています。また、ソフトバンクグループに属することにより、当社はソフトバンクグループとして得られる世界中の最先端テクノロジーの知見を最大限に発揮して新たな領域へ事業を拡大していくことが可能となり、当社の企業価値の一層の向上に役立ちます。

- (3) 親会社等からの一定の独立性の確保に関する考え方およびそのための施策

当社は、2026年3月31日時点において、東京証券取引所が定める独立性基準に基づく独立社外取締役を過半数以上選任しており、当社の取締役11名のうち、1名はソフトバンクグループ株式会社と兼任していますが、これを上回る6名(54.5%)の独立社外取締役が就任しているため、当社独自の経営判断を実施できる状況にあります。そして、当社は独立性の担保のため、独立社外監査役を2名選任しており、また、取締役会の任意の諮問委員会として、上場時より、

CEOおよび独立社外取締役で構成される指名委員会および報酬委員会を設置しています。

さらに、当社の取締役の過半数が独立社外取締役となったことにともない、2024年6月20日付で特別委員会は廃止しましたが、その後継として、親会社等との一定の取引については「独立社外取締役会議」を実施する体制としています。「独立社外取締役会議」では、取締役会における議論の一層の活性化を目的として、少数株主の利益保護の観点から事前検討を行うほか、全ての独立社外取締役が率直に意見交換をし、情報共有をする場として、取締役会の実効性の向上に寄与するよう運営を行います。なお、2025年4月1日から2026年3月31日(以下「当事業年度」)における開催実績はありません。

2026年6月29日現在、同年6月23日開催の第40回定時株主総会において、独立社外取締役を7名選任したことにより、当社の取締役に占める独立社外取締役の比率は引き続き過半数(53.8%)を維持しています。これにより、当社は親会社を有する企業として、特に支配株主と少数株主の間で利益が相反するおそれのある重要な取引や意思決定において、その必要性・合理性・条件の妥当性・公正性等を十分に審議したうえで、取締役会として適切に判断を行えるガバナンス体制を構築しています。

(4) 親会社等からの一定の独立性の確保の状況

当社は、企業価値の向上のため、ソフトバンクグループ株式会社と緊密な連携を行っていますが、経営判断は独立して行っていることから、独立性が確保されています。

具体的には、当事業年度に開催された各会議における独立社外取締役の平均出席率は、取締役会で90%以上、指名委員会および報酬委員会で100%となっており、これにより監督機能の実効性は担保されています。独立社外取締役は、それぞれ現役の経営者、弁護士、公認会計士、学者など、いずれもその豊富な知識と実務経験をもとに、当社の経営の監督および経営全般への助言を行っています。また、取締役会における決議に際しては、毎回独立社外取締役への事前の説明も十分に行っています。

4. 支配株主等との取引に関する事項

当事業年度におけるソフトバンクグループ株式会社およびソフトバンクグループジャパン株式会社との取引の状況については、記載すべき重要なものではありません。

5. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策の履行状況

当社は、親会社グループとの取引を含む関連当事者等と取引を行う場合には、「関連当事者規程」および「関連当事者取引管理マニュアル」に基づき、その取引が当社グループの経営上合理的なものであるか、また取引条件がほかの外部取引と比較して適正であるかに特に留意して実施しています。

そのうえで、関連当事者の属性や取引金額、残高等の金額的重要性に応じて、社内規程に定める確認および承認手続を行っており、取締役会承認の対象となる関連当事者取引については、都度取締役会の承認を受けています。

さらに、これらの関連当事者取引のうち、支配株主と少数株主との利益が相反するおそれがあり、取引の必要性・合理性、取引条件の妥当性・公正性について独立社外取締役による事前検討を要すると判断される取引については、独立社外取締役のみで構成される「独立社外取締役会議」において、少数株主の利益保護の観点から事前検討を行う体制としています。なお、当事業年度における開催実績はありません。また、重要な取引に該当しない関連当事者取引についても、原則として年1回、財務経理本部は、当該取引の総額および内容をモニタリングしています。

加えて、取締役の競業取引および利益相反取引については、「取締役会規則」にて決議事項として

定め、取引ごとに取締役会の承認により行い、その取引結果について取締役会に報告しています。

以上